

# 取調べの可視化 ニュース (通算第51号)

2021  
第22号  
2021.11.1

## 今号の特集

- ・取調べの可視化フォーラムの開催報告
- ・被疑者ノート等検査及び黙秘権を侵害する取調べに対する国賠事案の報告
- ・間もなく3年後見直し!  
～取調べ問題事例・苦情申出事例を  
収集しています～

編集責任：取調べの可視化本部

# 取調べの可視化フォーラム の開催報告

東京三弁護士会刑事弁護委員会可視化部会委員 嶋 香織 (第二東京弁護士会)

本年9月8日、Zoomウェビナー配信によって、「私は虐待していない」日常の隣にある密室の取調べ」と題する取調べの可視化フォーラムが開催されました。

今年9月8日、Zoomウェビナー配信によって、「私は虐待していない」日常の隣にある密室の取調べ」と題する取調べの可視化フォーラムが開催されました。

昨年9月8日、Zoomウェビナー配信によって、「私は虐待していない」日常の隣にある密室の取調べ」と題する取調べの可視化フォーラムが開催されました。

昨年9月8日、Zoomウェビナー配信によって、「私は虐待していない」日常の隣にある密室の取調べ」と題する取調べの可視化フォーラムが開催されました。

昨年9月8日、Zoomウェビナー配信によって、「私は虐待していない」日常の隣にある密室の取調べ」と題する取調べの可視化フォーラムが開催されました。

昨年9月8日、Zoomウェビナー配信によって、「私は虐待していない」日常の隣にある密室の取調べ」と題する取調べの可視化フォーラムが開催されました。

まずフォーラムの冒頭において河村洋委員(東京)から、取調べの可視化の現行制度及び「SBS (Shaken Baby Syndrome: 揺さぶられっ子症候群)」の概要についての説明がなされました。

第一部 事件報告  
第一部では、SBSの認定をめぐる事件について、当事者とされたえん罪被害者であるAさんと弁護人であった陳愛会員(大阪)に録音・録画がされていない状況下における取調べの状況を中心に報告いただきました。

この事件は、2017年8月、Aさんの当時7か月の長男がつかまり立ちから転倒し意識を失ったため、救急搬送されたところ、受入先の病院が児童相談所に通報をしたことを発端とします。その後、Aさんは3週間わたり子ども家庭センター職員から事情聴取をされ、通報から約1か月半後、自宅捜索やAさんに対する警察からの事情聴取がなされ、さらにその約1か月後、長男が児童相談所に一時保護されました。また、2018年5月から再度警察によるAさんの取調べが再開し、7月に検察官からの取調べを受けた後、9月に逮捕されるに至りました。

逮捕直後の3〜5時間に及ぶ長時間の取調べに加え、Aさんは警察官から黙秘していることに対して「逃げて」「罪を向かい合え」「長男に後遺症が残るのはお前のせい」「母親としてどうなのか」「俺(筆者注：取調官)の方が長男の

Aさんからは、黙秘に対して刑事から反省していないと言われたり、人格攻撃を受けたりして反論しなくなったが、全て被疑者ノートに書くことと聞いていた。テレビの中のことだと思っていたが、自白を取りたい刑事の現実のやり方だと知った、自分がやっていないという自信と弁護士の面会がなければ警察官の取調べには耐えられなかった、といったご自身の体験と共に切実な報告がなされました。

第二部 パネルディスカッション  
第二部では、パネリストとしてAさん及び陳愛会員に、SBSの本

も出版されているジャーナリストの柳原三佳さん、工藤杏平会員(第一東京)、同様にSBS事案でえん罪逮捕されたBさんに加え、録音・録画されていない捜査機関の取調べの実態、本当にやっていないのであれば取調べにおいて自分の供述を責めるのではないかとという疑問や、在宅事件の取調べでも可視化が必要とされる理由について、パネルディスカッションがなされました。

各登壇者からは、実際に取調べを体験されたAさん・BさんやAさんの弁護士としての陳愛会員の体験、柳原さんの他のSBS関連事件の見聞、工藤会員の現在の取調べの状況の知見などを踏まえた議論がなされ、改めて、現在の法制度の不十分さやその危険性が報告されました。

本集会は、180名を超える方に視聴いただき、録音・録画のなされていない状況下での取調べの実態を広くお伝えできたと思えます。刑事訴訟法改正時の附則にある2022年の見直しに向けて、「全事件の可視化」などの命題に向けた取組の重要性を感じた集会成为りました。

また、来春には、可視化経験交流会(2月を予定)、苦情申入れ経験交流会(4月1日予定)を開催予定です。ぜひご参加ください!

WEBフォーム(クッカー)の場合  
左記のWEBフォームをご利用ください。  
https://bit.ly/3GrGqgPI  
メールの場合  
メール本文に①お名前、②登録番号、③所属弁護士会、④ご連絡先を記載の上、⑤問題事例の概要(事件の罪名や問題の生じた年月日も可能な範囲でご記入ください)、⑥苦情申出の有無を左記のメールアドレスへお送りください。  
●送信先メールアドレス: hous@2@nichibenren.or.jp  
FAXの場合  
会員専用サイトにアクセスし情報提供票をご利用ください。  
HOMEV事件処理V刑事V情報提供依頼V取調べに関する問題事例V及び「改正刑訴法等に関する問題事例」に関する情報提供について

や、ノートの閲覧は、警察が、Aさんの記憶が書かれたノートの内容を知ろうとしたためであると強く推認されます。警察の一連の行為は、黙秘権及び接見交通権を侵害するものです。

## 被疑者ノート等検査及び黙秘権を侵害する取調べに対する国賠事案の報告

取調べの可視化本部委員 吉田 康紀 (札幌弁護士会)

### 1 事案の概要

本件は、本年6月22日、20代前半の母親Aさんが、2歳の男児をクローゼットに閉じ込めたとして監禁罪で逮捕され、逮捕の翌日に男児が死亡したという事案です。当職は、当番弁護士から受任して国選弁護人となった若手弁護士のサポート役として事実上の弁護活

動をすることとなりました。我々は、当初から完全黙秘と調書署名拒否がベストであると助言し、2回目の接見時に被疑者ノートを差し入れました。警察からは、黙秘をやめて供述するよう強要がなされたため、警察署長宛てに黙秘権を侵害する取調べをやめるようFAXや内容証明を送り、北海道公安委員会に対し警察法79条

に基づき苦情申出文書も送りましたが、連日長時間の強要が続きました。逮捕から2週間が経過した頃、留置係警察官が、Aさんの強い抵抗にもかかわらず、10分以上被疑者ノートをAさんのロッカーから持ち去り、事件に関する内容が書かれた大学ノートを、Aさんの目の前で読んだという出来事が起き

ました。当職が、被疑者ノートの持ち去りに対して厳重に抗議したところ、留置係警察官は、持ち去りの事実自体は認めたものの、その目的は破れた箇所の修復や凶器がないか等の検査のためであったなどと説明し、コピーや写真撮影などについては否定しました。

Aさんは、延長後の勾留満期日の7月13日に処分保留で釈放され、9月3日付けで嫌疑不十分により不起訴処分となりました。当職による弁護士会への報告を契機として、札幌弁護士会は、8月16日、北海道警察本部に対し、被疑者ノートの検査と黙秘権を侵害する取調べがなされたことにつ

いて、再発防止を求める申入書を送付しましたが、現在まで回答はありません。

### 2 今後予定している国家賠償請求訴訟

現在、次のとおり大きく分けて①被疑者ノート等の持ち去り、検査の違法、②黙秘権を侵害する取調べの違法の2点について、国家賠償請求訴訟提起に向けて準備を進めているところです。

① Aさんによると、自分以外にロッカー内の所持品検査を受けた者はいないとのことであり、完全黙秘を貫いていたことも併せて考えると、被疑者ノートの持ち去り

や、ノートの閲覧は、警察が、Aさんの記憶が書かれたノートの内容を知ろうとしたためであると強く推認されます。警察の一連の行為は、黙秘権及び接見交通権を侵害するものです。

間もなく3年後見直し!  
取調べ問題事例・苦情申出事例を収集しています  
取調べの可視化本部事務局次長 嶋 将一郎 (福井弁護士会)

